

## 放射線画像管理システム等導入業務委託提案書作成要領

### 1. 注意事項

- (1) 「放射線画像管理システム等導入業務委託仕様書」に準拠して記載すること。
- (2) 提案書等には自社名やシステム名称を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容とすること。
- (3) 様式の指定のある箇所以外は自由記載とする。
- (4) 提案書に記載する項目名称及び項番は「評価基準」の評価項目、番号に準拠すること。
- (5) 対応する項目について特に記載する内容がない場合は項番を飛ばして記載して差し支えない。
- (6) 提案書と提案書（概要版）を提出すること。
- (7) 提案書はA4版で50ページ以内（発注者の様式指定部分を除く）にまとめること。ただし、A3版で作成した場合は、A4版サイズに折込みすることで可とする。
- (8) 当事業局に対して特に訴えたい箇所を10ページ以内にまとめた提案書（概要版）を提出すること。なお、概要版の各項目の見出しは「評価基準」の評価項目を記載すること。

### 2. 提案書記載項目

- (1) 業務実績（評価採点基準表 番号1～2）
  - ・350床以上の病院への放射線画像管理システム導入実績の詳細について、別紙1「放射線画像管理システム導入実績」を記載のうえ提出すること。
- (2) 基本方針（評価採点基準表 番号3～7）
  - ・仕様書に記載の基本方針に準拠した提案を記載すること。
- (3) 導入プロジェクト管理（評価採点基準表 番号8～9）
  - ・各工程における事業者と当事業局の役割分担、工程期間、作業内容、配置要員について記載すること。
  - ・プロジェクト全体を通して当事業局職員の負担を軽減するための提案を記載すること。
- (4) システムの機能・操作性（評価採点基準表 番号10～12）

- ・ P A C S から P A C S ビューワ・マンモビューワへの展開や検索結果の表示画面、操作方法等を具体的に提示し、業務効率化を図るための提案を記載すること。
- ・ 画像データの適切な管理や、画像管理に関する一連のワークフローに関するシステム機能等について具体的に記載すること。  
特に、持込画像データの確認や撮影した画像データの取捨選択等に係るシステム機能・操作性については重点的に記載すること。
- ・ 厚生労働省の標準規格への準拠、NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設基準への適合等、今後の病院運営に資すると考えられる事項について具体的に記載すること。

(5) システムの構成（評価採点基準表 番号13～15）

- ・ 本業務が要求する耐障害性・可用性・完全性・拡張性を達成するために想定しているシステムの構成、機能等について記載すること。
- ・ ソフトウェア（OS、関連ソフトを含む）のバージョンアップやモダリティ等の更新に伴う対応について記載すること。
- ・ 厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」への準拠、NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設基準への適合について当該システムの状況を記載すること。
- ・ 市民病院及びまちなか病院、富山市・富山市医師会急患センター並びに地域医療機関を含めた全体のシステム及びネットワーク構成図を図示すること。
- ・ システム構成図は、P A C S、ビューワー、読影システム等の品目ごとに記載することとし、自社製品又はサードパーティ製品のどちらを想定しているかを明示すること。

(6) 職員支援（評価採点基準表 番号16～17）

- ・ 職員向けのマニュアル提供や研修実施等、システム利用者が操作手順や業務フローを理解するためのシステム稼働前の対応について具体的な内容を記載すること。
- ・ システム稼働後のサポート体制について、問い合わせ対応等の具体的な内容を記載すること。

(7) セキュリティ・緊急対応（評価採点基準表 番号18～19）

- ・ 想定しているセキュリティ対策について記載すること。
- ・ ハードウェア故障や災害等によりシステム障害が発生した場合において、短時間で運用を復旧するための方策について具体的に記載すること。

- (8) その他（評価採点基準表 番号20～21）
- ・業務改善や職員負担軽減等を実現できる追加提案があれば記載すること。
  - ・実現可能性の高い提案のみとし、実現するための計画を明示すること。（予算、期間、人員、研修等を含む）
- (9) 業務要件及び機能要件の適合率（評価採点基準表 番号22～23）
- ・仕様書（別添2）の業務要求及び機能要求回答書を記載のうえ提出すること。
- (10) 価格（評価採点基準表 番号24～25）
- ・次の区分ごとに見積額を記載すること。
    - ①導入に要する費用
      - ア システム一式の導入に係る費用
      - イ 業務委託期間終了（令和6年3月31日）までの運用保守費用やシステムの使用に必要なその他の経費
    - ②運用保守に要する費用
      - ア 放射線画像管理システム等の運用保守費用（システムの使用に必要なその他の経費を含むこと。）
  - ・導入に要する費用（①）の提示は、提案限度額（220,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。））内で記載すること。
  - ・導入に要する費用は、ハードウェア、ソフトウェア、付帯作業、業務委託期間終了までの運用保守、に分けて記載すること。
  - ・運用保守に要する費用（②）は、システム導入から6年分を提示すること。ただし、提示にあたっては、項目別及び年別の費用がわかるように記載すること。
  - ・追加パッケージなど、採用の可否を後日検討できる独自提案については、提案上限額には含めない。ただし、当該独自提案が提案内容全体の遂行に必要不可欠なものである場合は、提案上限額に含めるものとする。
  - ・事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。ただし、当事業局の求めに応じてオプション等を追加した場合はその限りではない。
  - ・導入に要する費用には、システムの稼働に必要となるハードウェアやソフトウェア、構築作業等に係る費用並びに業務委託期間終了までの運用保守経費の総額を提示すること。ただし、提案内容にクラウド型システムが含まれる場合は、クラウド利用料のうち、ハードウェア使用料（6年分）とソフトウェア使用料（6年分）は導入経費として見積もること。
  - ・運用保守に要する費用には、システムを使用するに際し必要と想定される費用全てを盛り込み提示すること。ただし、提案内容にクラウド型システムが含ま

れる場合は、データセンターの使用料、保守料（人件費等）、データセンターとの通信に係る通信費等、システムの使用及び維持管理に必要となる経費一式を含むこと。

- ・運用保守に係る費用について、途中でライセンスや機器等の更新費が発生する場合は、見込額を計上すること。